

院外処方箋における疑義照会事前合意プロトコル

2020年1月30日

けいゆう病院 薬剤部

【処方変更に係る原則】

- ・「含量規格変更不可」、「剤形変更不可」、「銘柄変更不可」、「外用剤処方量変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・原則、変更の際は薬価が同額以下の場合に限る。

院外処方箋に係わる個別の処方医師への同意確認を不要とする項目（ただし、麻薬は除く）

① 成分名が同一のものを銘柄変更すること

- 例：レンドルミン D錠 0.25mg → プロチゾラム OD錠 0.25mg 「テバ」（先発品 → 後発品）
プロパジール錠 50mg → チウラジール錠 50mg（先発品 → 先発品）
アムロジピン OD錠 5mg 「EMEC」 → アムロジピン OD錠 5mg 「明治」（後発品 → 後発品）

② 剤形を変更すること

- 例：オルメテック錠 20mg → オルメテック OD錠 20mg（錠 → OD錠）
シングレア OD錠 10mg → シングレア錠 10mg（OD錠 → 錠）
ラックビー微粒 N (10mg/g) 1g 3包 分3 → ラックビー錠 10mg 3錠 分3（散 → 錠）
タガメット錠 200mg 1.5錠 粉砕 → シメチジン細粒(20%) 1.5g（錠潰し → 散）
※用法用量が変わらない場合のみ可。
※外用薬の剤形変更は不可。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格を変更すること

- 例：ミカルディス錠 40mg 1回2錠 → ミカルディス錠 80mg 1回1錠
アジルバ錠 20mg 1回0.5錠 → アジルバ錠 10mg 1回1錠
ワーファリン錠 1mg 1回1.5錠 → ワーファリン錠 1mg 1回1錠
ワーファリン錠 0.5mg 1回1錠

④ 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること（一包化不可とある場合は除く）

- ※患者希望あるいはアドヒアランス不良が一包化により改善されると判断できる場合に限る。
※無料もしくは自費で行う場合に限る。

⑤ 外用剤でメーカーの異なる製品の既成量に合わせた規格量変更に関すること

例：セルタッチ（6枚入）7袋 → 同（7枚入）6袋

イドメシンコーワクリーム 35g → インドメタシンクリーム 25g

※「外用剤処方量変更不可」の記載がある場合は変更不可。

※合計処方量を超えないこと。

⑥ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が処方医より口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法追記

例：ケトプロフェンテープ 40mg（7枚入）3袋 1日1回 → 1日1回（1回1枚）腰

ロキソプロフェン Na ゲル 25g 1日2回 患部に塗布 → 1日2回 膝

⑦ 薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるために投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更も含む）

※処方削除は不可（残薬があるために処方薬不要の場合は1日分処方とする）

例：ミヤ BM 錠 56日分 → 50日分（6日分残薬があるため）

カロナール錠 500mg 10回分 → 1回分（残薬あるため）

*保険薬局の方へ

- ・変更調剤をされました場合は、当院へ FAX による情報提供をお願いいたします。
- ・各種報告書は HP 上に掲載されていますので、そちらをご使用ください。